

瑞穂町生涯学習推進団体 登録手続き

瑞穂町では、町民が学習活動を行うため、自主的に組織する団体・グループ・サークル等を支援することを目的として、生涯学習推進団体登録要綱を制定しています。

瑞穂町生涯学習推進団体に認定されると、次の学習支援が受けられます。

(1) 推進団体の学習活動が可能な公的施設における使用料の減免。ただし、各施設の条例等に基づき、使用料の減免が可能な次の施設とします。

町民会館，地区会館，コミュニティセンター(武蔵野，元狭山，長岡)，武蔵野防災会館，スカイホール，生涯学習センター，耕心館，ふれあいセンター，体育施設，学校施設
施設利用の減免は 1 団体，1 施設，週 1 回とします。同一施設の週 2 回目以降，同一週の 2 施設目以降の利用は減免の対象となりません。

生涯学習推進団体登録証で体育施設予約システムの利用はできません。

(2) 推進団体での学習活動，広報活動に関する印刷機の使用。ただし，使用できる印刷機は下記のとおりとし，用紙については使用者が持参することを原則とします。

コミュニティセンター(武蔵野，元狭山，長岡)，スカイホール，生涯学習センター

瑞穂町生涯学習推進団体に登録できるのは，次の要件に該当する団体・グループ・サークル等です。

(1) 生涯学習を推進するための主体的，継続的な学習活動を行なうことを主たる目的とし，次の行為を行なわない団体・グループ・サークル等であること。

- ・ 営利を目的とした事業またはこれに類する行為。
- ・ 特定の政党の利害に関する事業を行い，または公の選挙に関し特定の候補を支持する行為。
- ・ 特定の宗教を支持し，または特定の教派，宗派若しくは教団を支援する行為。

(2) 公の支配に属さない団体・グループ・サークル等で，組織及び運営について次の要件を備えていること。

- ・ 団体・グループ・サークル等の構成員が 5 人以上で，当該構成員の 3 分の 2 以上の者が町内に在住，在勤または在学していること。

在住，在勤，在学者が，構成員 5 人の場合は 4 人，10 人の場合は 7 人

- ・ 団体・グループ・サークル等の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所または連絡先が町内にあること。
- ・ 団体・グループ・サークル等の代表者は町内に居住する，または連絡先があるものとし，規約または会則を有し，継続的に学習活動を行なっていること。

瑞穂町生涯学習推進団体に登録するには、下記の申請書類を揃え、社会教育課に提出してください。

- (1) 瑞穂町生涯学習推進団体登録(新規・継続)申請書
「継続」に をし、必要事項を記入してください。
- (2) 団体規約または会則
各団体で作成していただきます。
- (3) 瑞穂町生涯学習推進団体会員名簿
記載内容が同じなら各団体で作成している名簿でもかまいません。
- (4) 瑞穂町生涯学習推進団体活動計画書
- (5) 瑞穂町生涯学習推進団体登録団体活動報告書
- (6) 瑞穂町生涯学習推進団体登録団体紹介パンフレット作成について
提出のない場合はパンフレットへの掲載希望無とさせていただきます。

申請書類等の提出に当たっての注意事項等

- (1) 申請書類は原本を提出してください。控えが必要な場合は、各団体・グループ・サークル等でコピーをしてください。
- (2) 申請書類(PDF ファイル)は町ホームページからも入手できます。申請書類の元データ(EXCEL ファイル)が必要な方は、USB メモリ等の記録媒体を事務局にお持ちください。
- (3) 提出時に窓口で申請書類の確認をさせていただきますが、認定審査の際、記入漏れや不明な点などがありましたら申請者へ連絡をさせていただきます。記入漏れ等がないよう「瑞穂町生涯学習推進団体登録申請に伴う申請書類等の記入の仕方」を確認しながらご記入ください。
- (4) 継続申請において、申請書、会員名簿、活動計画、活動報告の内容と、規約または会則の内容が違っていることがあります。申請書類提出前に規約または会則の確認をしてください。
- (5) 申請書類の記入の仕方不明な点等ありましたら下記までご連絡ください。

申請書類提出・問合せ先

[事務局] 瑞穂町教育委員会 教育部 社会教育課 推進係

場所：瑞穂ビューパーク・スカイホール内 2 階

TEL：042-557-6695 FAX：042-557-7667

メールアドレス：syakai-kyoiku@town.mizuho.tokyo.jp